入札説明書

令和８年11月27日付けで公告した青森県統合総務事務システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札に参加しようとする者は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　発注者

青森県知事　宮下　宗一郎

２　一般競争入札に付する事項

（１）次に掲げる物件（以下「賃貸借機器等」という。）の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は、（５）により交付する仕様書のとおりである。

青森県統合総務事務システム機器及びソフトウェア　一式

（２）賃貸借期間

令和９年３月１日から令和14年２月29日まで

ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

（３）調達内容

仕様書のとおり

（４）納入期限及び設置場所

仕様書のとおり

（５）仕様書及び契約書（案）を交付する期間及び場所

ア　期間

令和８年11月27日（金）から12月７日（月）までの閉庁日を除く９時から17時まで

イ　場所

〒030－8570

青森県青森市長島一丁目１－１

青森県総務部人事課給与支給グループ（人事課分室）（青森県庁舎西棟７階）

ウ　交付方法

書面による手渡し又は青森県庁ホームページからのダウンロード

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる事項を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であること。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年３月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 11 年 6 月 30 日施行）第５で規定する競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、ＯＡ機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてＡの等級に格付けされた者であること。

エ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年１月 21 日施行）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申出書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。

オ　納入する賃貸借機器等について、保守体制が整備されていることを証明した者であること。

（２）入札に参加する者に必要な資格の審査等

ア　一般競争入札参加資格審査申出書

(ｱ)　一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申出書（別紙様式１。以下「資格審査申出書」という。）を提出し、入札に参加する者に必要な資格の審査を受けなければならない。資格の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和８年 12 月 11 日（金）までに通知する。

(ｲ)　資格審査申出書には、３の（１）オに示す保守体制が確認できる資料（別紙様式１－１）を添付すること。

(ｳ)　その他入札参加資格の審査に当たり、必要な書類の提出を求める場合がある。

(ｴ)　一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ　資格審査申出書提出期限等

(ｱ)　提出期限　　令和８年 12 月７日（月）17 時まで

(ｲ)　提出部数　　各１部

(ｳ)　提出場所　　青森県青森市長島一丁目１－１
青森県総務部人事課給与支給グループ（人事課分室）（青森県庁舎西棟７階）

４　入札に関する質問

（１）質問がある場合は次により提出すること。

ア　提出期限

令和８年 12 月７日(月)17 時まで

イ　提出方法

質問書（別紙様式２）により、原則として電子メールにより提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

また、質問者は、質問書を提出した際には電話により県に到着の確認をすること。

なお、電子メール送信時における件名及び送信先メールアドレスは次のとおり。

(ｱ)件名：「入札質問書」の提出（給与支給グループあて）

(ｲ)メールアドレス：somujimu_center@pref.aomori.lg.jp

（２）回答については、全ての資格審査申出書提出者に対して令和８年 12 月 11 日（金）までに電子メールにより行う。

５　入札及び開札に関する事項

（１）日時　令和８年 12 月 15 日（火)午前 10 時 00 分

（２）場所　青森県青森市長島一丁目１－１

青森県庁舎南棟２階総務部会議室

（３）入札保証金

免除する。

（４）入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を原則として持参すること。

(ｱ)　一般競争入札参加資格審査結果通知書

(ｲ)　委任代理人が入札するときは委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は持参不要)

イ　入札に当たっては、青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。ただし、第９条の保証人は不要とする。

なお、入札者心得書は以下に掲載している。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/files/kokoroe.pdf

ウ　入札書には、別紙参考様式を参考として、次の事項を記載すること。

(ｱ)　入札年月日

(ｲ)　宛名（「青森県知事」）

(ｳ)　入札参加者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印)

(ｴ)　入札金額

(ｵ)　契約名

(ｶ)　賃貸借期間

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち１か月分に相当する金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

なお、賃貸借機器等の納入及び環境設定を完了させるために必要となる経費も契約期間の総額に含めるものとする。

オ　郵便、電話、電報、ファクシミリ及び電子メール等による入札は認めないものとする。

カ　入札執行回数は、原則として３回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。

ク　２回目の入札において、落札者がなく、かつ、１者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以降の再度入札は行わず、その１者との随意契約によるものとする。

ケ　１回目又は２回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以降の再度入札には参加できないものとする。

コ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とする。

サ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

シ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（５）入札の無効

入札に参加するものに必要な資格のない者がした入札、資格審査申出書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（６）落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が２者以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（７）入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則（昭和 39 年３月青森県規則第 10 号）第 141 条第２項の規定により、開札会場において口頭で行う。

（８）契約金額

落札価格をもって令和８年度の契約金額とする。ただし、令和９年度から令和１２年度までの各年度の契約金額は、落札価格に１２を乗じた額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和１３年度の契約金額は､落札価格に１１を乗じた額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

６　契約に関する事項

（１）県指定の契約書により賃貸借契約を締結する。

（２）契約保証金

契約者は、契約金額の 100 分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その納付を免除する。

なお、契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、各年度の契約金額とする。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年間の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）保証人は不要とする。

（４）契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（５）落札決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が３の（１）に記載するいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

７　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）本契約に係る入札に当たり、必要な書類の作成、提出等に要するすべての費用は、入札参加者の負担とする。

（３）提出された書類は、返還しない。

（４）提出された書類は、この一般競争入札に係る資格審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものであること。

（５）提出書類に不足があった場合又は指示した事項に違反した場合、失格になる場合があるので注意すること。

８　問合せ先

青森県青森市長島一丁目１－１

青森県総務部人事課給与支給グループ（人事課分室）（青森県庁舎西棟７階）

担当　齋藤　祐樹

電話　０１７－７３４－９１１０